

平成29年12月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年12月4日(月)
午後13時50分～15時08分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第34号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について 3件
議案第35号 農用地利用集積計画の制定について
議案第36号 非農地通知について 2件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	18番 杉森 清弘
8番 和田 俊信	19番 吉江 秀一
9番 青島 由弘	20番 前田 真一郎
10番 高藤 孝一	

欠席委員 17番 水上 俊秀

平成29年12月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
事務局	<p>最初にご案内したいことがございます。今月の総会から、今までは案ごとに、まとめて担当の委員の方からご説明いただいた後に、一括して審議いただいていたと思います。例えば、5条の件が3件あった場合、3件まとめてご説明いただいてから、まとめてご質問の時間を設けておりましたが、今からは案件ごとにご説明いただいて、審議して、それが終われば、次の案件について説明をしていただくという流れで進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆様、ご苦勞様でございます。時間外ではございますが、皆さんご出席のようなので、始めさせていただきたいと思います。もう12月に入りまして、今年最後の総会ということで、皆様にも大変お忙しい所、ご出席いただきましてありがとうございます。まず、ひとつ報告があります。大変良い報告ですので、先にさせていただきたいと思います。先月の20日、市長の方に報告があったと聞きました。皆さんご承知のとおり、新聞報道でもありましたが、この度、和田委員さんが農事改良に功績顕著なることを認めということで、緑白綬有功章を受章されました。真におめでとうございました。大日本農会の総裁は秋篠宮殿下ということで、大変功績があったということで本当に喜ばしく、自分達もうれしく思っております。この受賞を機に、益々ご発展されますよう心からご祈念申し上げたいと思います。本当におめでとうございました。</p>
和田委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>先日、どこかの新聞に来年の生産目標数量の国版の目安が発表されておりました。31年度の6月期末在庫が適正になるように計算見積もっても、今年の転作率、小矢部で言えば41.43%で、良いのではないかという報道がありました。あと、まだ決まってはおりませんが、明日、あさっての県の再生協があつて、その場で正式に決まるわけですが、どうも富山、石川、福井が揃って、今年並みの生産目標数量で取り組みたいということを知っております。国の目安でしかないもので、強制力は全くないのですが、1年目としては妥当ではないかなと思っております。また、『富富富』の話も出ておりましたが、1,000haを目標にしていたけど、361haしか集まっていないということです。皆さんで出された方</p>

	<p>はおられますか。大変厳しい栽培基準なのでどうかとは思っておりますが、これもみんな様子見なのかなと思っております。1,000haまでまだまだたくさん種もみが残っておりますので、締め切りが10日まで順延されました。皆さんの方でもまた栽培を考えられたらどうかと思っております。石川県は『ひやくまん穀』、福井県は『いちほまれ』と、競争相手はたくさんおりますがせっかくこうして富山県のブランドとして『富富富』が出た以上は、生産者の一人としてしっかり育てていかなければいけないと思う今日この頃であります。</p>
	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は水上委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番の青島委員さん11番の荒木委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議案第32号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件 ○議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計2件 ○議案第34号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計3件 ○議案第35号 「農用地利用集積計画の制定について」 ○議案第36号 「非農地通知について」 計2件 <p>以上、5件の付議議案となっております。それでは議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号10番は面積が2,585㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	それでは、受付番号10番について、○番の○○地区、○○委員より、調査報告をお願いいたします。
○○委員	○○地区の○○です。よろしくお願ひします。本件は農地法3条の所有権移転による売買であります。譲渡人は○○の○○さんです。譲受人は○○の○○さんです。申請地は○○外3筆で、面積は2,585㎡です。両家を訪問しました。これは前回もあつたんですが、○○さんはご高齢で、お子さんは遠方におられて、後継者がいないということで、現在は担い手さんに委託されておりますが、規模縮小も含めて農地を売りたいということで、遠い親戚であります○○さんに相談し、農地の売買について同意されました。今回購入された○○さんは、高齢ではありますが、お話したところ、農業に対する意欲は高いものがありまして、現在も約3万㎡程を耕作されております。また、今回購入された場所につきましては、○○さんのお宅から1kmほど距離がありますが、耕作は十分可能な範囲だと思われまふ。今後は、水田、大豆等で対応したいということでした。なお、当該地域は圃場整備の計画区間であり、一部につきましては今年度すでに着工してあります。その旨をお伝えしたところ、その整備については全面的に協力するという回答も得てあります。また、当地は抵当権の設定がありましたが、承諾書も添付されているので、問題はないかと思ひます。今年の8月にも同一人物、同一条件で売買が行われておりました。今後もどんどんと縮小されていくのではないかと思われまふ。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませぬか。
○○委員	○○さんはこれで3回目だと思ひますが、あと残はどれだけあつて、それは誰が受けていらっしやいますか。
○○委員	○○さんです。
○○委員	残りの田んぼは○○さんが耕作されるのですか。
○○委員	そうです。ただ田んぼはまだで、来年からです。
○○委員	今まで受けておられた方は。

〇〇委員	〇〇さんです。
〇〇委員	やっぱり〇〇さんですよ。今、〇〇さんに残っている所は〇〇さんですか。
〇〇委員	そうです。
〇〇委員	その〇〇さんがされている〇〇さんの所はあとどれだけありますか。
〇〇委員	もう3反ほどしかありません。〇〇さんは少し〇〇さんに流しながらやっていきたいと言っておられました。今後、また出てくると思います。地元で圃場整備をしているので、普通なら皆さん地元の親戚とか兄弟とかでしたいなというのがあります。今後、圃場整備もどんどん入ってくるので、徐々にしていって、営農に任せればいいのかと思います。以上です。
〇〇委員	譲受人の〇〇さんは高齢だと言われましたが、おいくつぐらいですか。
〇〇委員	〇〇歳です。売られた方が〇〇歳なので、逆転しているんですが。
〇〇委員	〇〇歳で、農業は大丈夫なんですね。
〇〇委員	私も心配したんですが、やる気は充分で、やりますとおっしゃっていました。今も3町ほどしておられます。お元気です。
会長	〇〇さんに後継者はおられますか。
〇〇委員	ご家族は100%賛成はされていないんですが、手伝いながらやられています。
会長	今、圃場整備をしていると言われましたね。圃場整備をするということは、大きい田んぼにすることですか。
〇〇委員	そうです。

会長	そうすると、その田んぼ自体を〇〇さんは耕作しないということですか。
〇〇委員	されるそうです。賦課金も全部払っておられるし。
会長	田んぼが大きくなるんでしょ。
〇〇委員	多分大きくなって、〇〇方面がくっついて。だから今買っておられるのだと思うよ。
〇〇委員	減歩はちょっと心配しているのですが。圃場整備を、自分の所だけ抜いてくれとか言われていないので。
会長	逆ですね。わかりました。
〇〇委員	〇〇さんとみんなと交換して、〇〇さんの分だけになるかもしれないし。
会長	これは何年に終了する事業ですか。
〇〇委員	わかりません。遺跡も出てきてだいぶ足踏みしているみたいです。今、始まっている所は〇〇という所なんですけど、遺跡調査で1、2年はかかると思います。前の時は3、4年かかったと思います。
〇〇委員	営農組合はできていますか。
〇〇委員	できています。今年からできた〇〇です。
〇〇委員	〇〇の方もやられるんですか。
〇〇委員	はい。
〇〇委員	〇〇はしないんじゃないですか。〇〇と言えば、〇〇のあの辺じゃないですか。
〇〇委員	あっちの方は無いです。〇〇、〇〇方面はアウトレット絡みでちょっと。ガソリンスタンドが入ってきて。

〇〇委員	あいの風鉄道からこちら側の東側の〇〇の方ですよね。
〇〇委員	今あるのは、戸出往来の線路の8号線沿いです。アウトレット方面はなかなかちょっと。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第32号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第32号について「承認」といたします。続いて、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号26番は、面積が714㎡で、資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、4ページから6ページをご覧ください。</p> <p>受付番号27番は、面積が107㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから9ページをご覧ください。</p> <p>以上の申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、受付番号26番については、議案第34号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」の受付番号3番、4番と関連する申請となっています。経緯をまとめた資料を位置図の17ページ目に記載してありますので、ご説明いたします。</p> <p>こちらの〇〇と〇〇の2筆が先ほどの5条申請の受付番号26番で上がっているものです。枝番1の方は平成11年に5条許可申請が出ておりまして、許可が出ております。譲受人が〇〇さん、目的が資材置場という許可が出ておりました。枝番2については個人の方で〇〇さんという方が住宅敷地として許可を受けていらっしゃいました。ただし、どちらも許可後、資金難のために、両計画とも造成までした段階で中断しておりました。地目変更や所有権移転もせずに現在に至っていました。この2筆について、〇〇さんが資材置場として使用するために今</p>

	<p>回5条申請を出されたという経緯があります。過去に許可を受けているので、この枝番1と枝番2についての2つの事業計画変更の申請が出されております。議案34号の受付番号3、4となっています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>では、○番の○○地区、○○委員より、受付番号26番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>○○委員</p>	<p>ご苦労さまです。今、事務局が言われた通りで、第5条の26番、位置図の17ページをご覧ください。○○さんは、○○と○○の2つを足した面積714㎡を5条申請されております。ここに書いてありますように平成11年11月2日、農地法5条の申請をしていたんですが、譲渡人が○○さん、譲受人が○○さんで、これは○○さんの会社であります。目的は資材置場です。次の○○は譲渡人が○○さん、譲受人は○○さん。こちらはいとこだそうです。この方は○○にお住まいで、こちらに移ろうかと宅地申請をされたのですが、○○さんが資金難のため、これが担保物件になるということで一時中断しました、この担保物件を信用金庫さんが担保として買い上げたそうです。今年に入りまして、これを何かできないかということで、元々○○さんから○○さんに声がかかっていたんですが、担保物件ですので、○○さんと○○さんが契約を結ばれました。担保物件ということで、5条申請が一旦中断されましたが、そのまま5条申請で許可をしたという形になっています。以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。</p>
<p>○○委員</p>	<p>雨水は6ページに書いてあるような計画で水路の方に流れるようになっているのでしょうか。</p>
<p>○○委員</p>	<p>そうです。こちら辺はロードマットを敷いて、建設材等の置き場所にしたいということで、自然排水と。すぐ横に小さな川があり、そこへ流すそうです。</p>
<p>○○委員</p>	<p>公衆用道路の方へは流れていかないですか。</p>

〇〇委員	公衆用道路というか、地域的には10cmか20cm低いので。ここは山の中で、車も全然通らない道で、2mあるかないかです。
〇〇委員	昔、この奥に住んでおられる方がいましたけど、今はおられませんか。
〇〇委員	納屋だけ残っていて、誰も住んでおりません。
〇〇委員	この奥に農地はないですか。
〇〇委員	ここは先々月くらいに、〇〇地区の〇〇という所で非農地の申請があったと思います。ここでは、〇〇さんが後2、3枚だけ耕作されておられます。いずれどうなるかとかはちょっとわかりません。
〇〇委員	この用悪水路とはどういう意味ですか。どうして悪いという字がついているのか。
事務局	用水や排水のことです。土地の名称として、この用排水路のことを用悪水路と言います。どうして悪いという字が付いているかまではちょっと。
会長	他に無いようですので、受付番号27番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いします。
〇〇委員	〇〇地区の〇〇です。報告をさせていただきます。位置図は7ページ以降になります。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。〇〇さんにお話を伺って参りました。位置図の7ページのピンクの所と8ページですが、今回申請のあったのは〇〇です。理由としましては、〇〇さんがご両親と近い所でご自分の家を建てたいといろいろと探しておられましたが、場所が無かったということで〇〇と〇〇が〇〇さんのお母様の所有の雑種地で、業者の方に貸しておられたそうですが、それがちょうど解約をされたそうです。それで今回、建設の計画の所は位置図の9ページにも書いてありますが、駐車場とウッドデッキも造りたいということですが、場所が無いということで〇〇の売買をお願いしたということでした。隣接所有者の方々の承認も得られていますし、ご自分の生まれ育った場所なのでここでしてほしいということ。農地の関係ですが、〇〇は位置図の9ページ、〇〇と〇〇の間に用水があります。若干、

	<p>用水の水の取り入れ口の改修が要りますが、隣接の〇〇さんの田んぼには影響は無いようにやるということですので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>ちょっとお尋ねしたいんですが、ここに〇〇の〇〇さんが工事されている所と隣接しているみたいなんですが、土間になっている所と。こちらの後になるんですか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんと今の申請地の間にはちょうど用水が入って境ができております。用水があって、各々の地面になるのでくっついてはいないです。</p>
〇〇委員	<p>離れているんですね。わかりました。</p>
〇〇委員	<p>ここは良く通るからわかるんだけど、ここによくユンボとかが置いてありますよね。そこの奥ですか。</p>
〇〇委員	<p>そうです。ユンボとかが置いてあるその奥です。</p>
〇〇委員	<p>そうすると、出入りはどこでされるんですか。〇〇の土間は何に利用されているんですか。</p>
〇〇委員	<p>位置図の9ページ、土地利用計画図をご覧ください。矢印が上に描かれていますが、〇〇と〇〇にカーポートと来客用駐車場があって、その間、出入り口は国道471号線側になります。今お話していた、来客用駐車場の〇〇と〇〇の間は用水で区切られて離れています。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第33号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第33号については、「承認」といたします。続いて、議案第34号「農地法の許可に対する事業計画変</p>

	<p>更承認申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第34号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>まず、事業計画の変更の申請についてご説明します。過去に農地法の4条や5条で許可が出ている農地について、当初の計画以外の目的に使用したい場合ですとか、もしくは別の方が使用したい場合、または対象の面積を増やしたい場合などには、この事業計画の変更の申請を出していただいております。これと併せまして、農地法の4条、5条なりをセットで出し直していただくという形で申請していただいております。ですので、先ほどの5条の26番と、今回の事業計画の変更の3番と4番がセットになると考えていただければ分かりやすいのではないかなと思います。</p> <p>受付番号3番と4番は、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号26番と関連するものです。</p> <p>受付番号3番は、平成11年に〇〇が資材置場敷地として農地法5条の許可を得ていますが、資金難により土地造成の段階で事業が中断しており、この度、〇〇が資材置場敷地として転用するため、農地法5条の許可申請と併せて、事業計画変更の申請が提出されたものです。位置図については、10ページと11ページをご覧ください。</p> <p>受付番号4番は、平成11年に〇〇が住宅敷地として農地法5条の許可を得ていますが、資金難により土地造成の段階で事業が中断しており、この度、〇〇が資材置場敷地として転用するため、農地法5条の許可申請と併せて、事業計画変更の申請が提出されたものです。位置図については、12ページと13ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、平成6年に工場の進入路、資材置場及び駐車場として譲受人〇〇が許可を得ていますが、工場敷地に計画を変更するものです。位置図については、14ページから15ページまで記載しております。15ページを見ながら説明させていただきます。こちらの申請は、先月の総会でも5条申請及び事業計画の変更申請として議案となっていた案件です。平成6年に工場進入路として許可を受けた〇〇と、資材置場として許可を受けた〇〇について、〇〇については、先月事業計画の変更を提出されておりました。〇〇については、取下げの申請をすることによって出ておりました。その上で〇〇と〇〇の2筆について工場建設を目的とした5条申請を併せて提出されました。総会后、県へ申達をした際、申請書の記載内容に不備があり、具体的には、事業計画変更では</p>

	<p>〇〇の1筆のみを記載しておりましたが、この事業計画の変更についても〇〇と〇〇の2筆を記載する必要があるという指摘があったため、〇〇を事業計画変更の申請対象として追記していただき、再度申請いただいたものです。</p> <p>5条申請については、11月に進達した内容で受理いただいております。事業計画の変更だけ再度提出してほしいということになっております。5条申請については違反転用のため1月遅れて年明け頃に許可が出る見込みとなっております。そのため、今回事業計画の変更の申請が再提出となることで許可の予定がさらに遅れることはないと考えております。以上です。</p>
会長	では、受付番号3番と4番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、位置図の17ページをご覧ください。〇〇さんと〇〇さんが資材置場と住宅敷地として申請されたものでございます。資金難のためできなくなり、〇〇さんが購入されて、資材置場として申請されたものです。それと、事業計画の変更であります。以上であります。
会長	ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。
会長	受付番号3番と4番について、質問が無いようですので、受付番号5番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	今、事務局さんのお話された通りなんですが、事務手続きの不都合のみであり、先月現地に行って確認して参りました。よろしく願い致します。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第34号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第34号については「承認」といたします。続いて、議案第35号「農用地利用集積計画について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第35号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように。</p> <p>「10年以上」の利用権設定が2件で、面積が19,933㎡であり、新規が1件、更新が1件です。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>2件のうち、新規の1件が農地中間管理権、中間管理機構を經由しての設定に関するものです。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第35号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第35号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第36号「非農地通知について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第36号は長期間、耕作されずにいた農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かを判断するものでございます。今回受付番号12番と13番の東蟹谷地区と南谷地区の件です。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>受付番号12番は〇〇の〇〇さんから申請があったものです。申請地は〇〇外25筆で、面積が3,130㎡でございます。登記簿上の土地所有者は〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとなっております。</p> <p>受付番号13番は、〇〇の〇〇さんからの申請もあったもので、申請地が〇〇外12筆、面積が4,984㎡です。登記簿上の所有者は〇〇の〇〇さんです。現地調査をした結果、両案件とも、一部を除いて非農地の判断基準に合致しているものと考えられます。非農地と判断されたもの</p>

	<p>につきましては、9ページにあります非農地通知書を発行する予定です。以上です。</p>
会長	<p>受付番号12番について、○番の○○谷地区、○○委員より調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>申請者は○○さんです。これは西部森林組合が整理をするのに地番を調べたところ、ご自分も知らなかった土地がたくさんあったということで、自分で歩いてみたところ原野になっている所がたくさんあるということで申請がありました。○○さんは○○さんの亡くなられた父親になります。○○さんはお祖父さんです。登記変更がされておらず、こういうことになっています。議案36号の筆番23、24、25は現在浦田さんが畑を耕作されています。こちらは非農地化せず畑のままになります。あとは山林化している所や車も入って行けない所になっています。位置図の23ページの○○、○○、○○は畑がある所です。25ページの写真をご覧ください。堤の中に2筆ほど田んぼがあった所もあるそうです。位置図の21ページです。あとは雑木が生えていたので、非農地化の申請を受理されました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等がございますか。</p>
○○委員	<p>位置図の19ページに赤く印が付いているけど、この近辺もこれに近い様なことになっているのですか。いずれ申請が出てくるということですね。</p>
○○委員	<p>そうですね。ほとんど田んぼもやわらかいし、道も完全に車が入って行けない場所なので。地主さんは違う方なので、いつかはされるのではないかと思います。</p>
会長	<p>受付番号12番について、質問が以上で無いようですので、次に受付番号13番について、○番の○○地区、○○委員より調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>○○地区の○○です。では、報告致します。申請者は○○さんで、所有者がお父様の○○さんになります。お父様が亡くなられて、今回整理をしたいということで、所有の田んぼ、畑が非農地化されている所</p>

	<p>を申請されました。先日、ご本人と現地を確認しました。位置図の27ページをご覧ください。1から4番までの田んぼを昭和55年ごろに土地改良をしまして、良い田んぼで立地条件も良かったんですが、ちょうどここに大きい溜池があって、その後で土改が来たということです。お父様が耕運機で耕しておられたんですが、耕運機が入水でやわらかくなって埋まってしまうということで、途中から田んぼを辞められて管理だけされていたそうです。息子さんは海外に行っておられて、後から人にやってもらった所も見てみたら赤字になるということで辞められたそうです。昭和46年頃まで田んぼを耕作されて、その後自己管理をされていたのですが、亡くなられたので、その後原野化してしまったそうです。29ページの写真をご覧ください。土改をしたので、けっこう大きい田んぼになっています。ですので、ちょっともったいないと思うんですが、雑木が生えたり、ほとんど沼地で草も生えていないというような状態になっています。100mほど高い所にある田んぼです。〇〇の田は〇〇の向かいにあります。33ページの写真ですが、そこに写っている川が〇〇です。その向かいに杉の木と雑木が生えています。〇〇ができる前はいつも水がついた所で、昭和55年頃の減反政策の時分に杉の木を植えられたんじゃないかと思います。現在は林野化、原野化しています。小さい田んぼが多分たくさんまだここにありますが、畑も現在は原野化されました。ご本人もどこに畑があるのかわからない状態でした。田んぼをするにしても〇〇からポンプアップして耕作していたそうなので、生産性が上がらないということで田んぼも辞めたいということでした。私が見たところでもダメだなと思うような所でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足致します。この一覧表の中で現況が農地となっていた所は、確認していただいて、農地とも原野とも言えないような所です。例えば13番の筆番号12番、〇〇の〇〇番、資料35ページの写真です。こういった山林とも原野とも言いづらい、こういった所を非農地と言い切るのはよろしくないということで、ここについては農地として残すということです。12番の筆番号23から24についても同じです。他の部分を非農地とするということです。</p>

〇〇委員	もう1回お願いしたいんですが、12番と何番ですか。
事務局	12番だけです。
会長	これは本人が非農地証明をしてほしいと言っているんですよね。見る限りは管理している感じはあるんですがこれからは管理をするつもりが無いということですか。
事務局	ご本人さんが、他にどの地番があるかわからないということで、農地台帳を書き写して持ってこられたんですが、一切管理するつもりが無いということで申請されたわけではなくて、こちらで公図とかを見て確認されたところ、この土地は現況が非農地に該当するだろうとか、他の地番との境目や区別がつかないとか、どこにあるのか把握できないということで台帳を見られて書かれたというのが正直な所です。
〇〇委員	実際見て歩くと、もう代が変わりまして、自分の地面がどこにあるか実際にはわからないんです。ここら辺だろうということで他人の地面を自分の地面にするわけにもいかないので。土改された所なら杭を打ったりとかしてあるでしょうが、若い人は山とか畑とか興味が無いので、あげようかという人はたくさんいるけれども、誰も受け取る者がいない状況です。農林課か森林組合で境界とか何かをやっておられますか。
事務局次長	もともと林務の方では、森林組合さんの方で県の補助を受けて、境界対策とか山林の方でやっております。今、山村境界基本調査ということで地籍調査の前段の調査を国土交通省の方で行う事業があるんですが、29年度から小矢部市の方で事業化していきたいと思っております。詳細については、もう少しで国の方から連絡を受けてやっていきます。それはあくまで山村境界、山林のことで、今のお話は農地ですので、非農地通知とか農地の区分についてはまた別の事業になるので無いと思います。
〇〇委員	所有者さえわからないものを、役所も大変ですね。
事務局次長	境界については面積が問題になって来ますから、地目を所有者さんの方で今の非農地通知という形で地目を変更することは面積に影響するわけではないので。

会長	本当にこの場所が限りなく原野化している方はわかるけど。
事務局	補足になりますが、会長さんが言われた通り、ご本人さんが申請されているのですが、位置図の35ページや26ページの状況ですね。明らかに電気柵までしてあるので、こういう物は非農地とは言えないので、こちらについては事務局からは非農地通知は出せません。
〇〇委員	この非農地化できないという所は、現在〇〇さんという方が栗の木を植えて管理されています。ですが、〇〇さんの所は私達がここではないかという考えで見えてきたわけですが、昔よく口約束で田んぼをあっちとこっちで交換してやりくりして耕作する方法が多々あったので、それがずっと現在も続いて。この方はお嬢さんなので。公図もあてにはなりません。予測で現地を見てきました。はっきりしたことはわかりません。
〇〇委員	でも、公図が一番あてにしないとイケない物でしょう。
〇〇委員	登記所は公図、しかし現地に行くところありません。
〇〇委員	それは登記してないから、云々になるわけでしょう。公図が一番大事だと思います。
〇〇委員	しかし、実際に役所に登記されている公図の面積と地番だけを見て、今非農地かどうかというと実際に見ると原野化している所ばかりですけど。
〇〇委員	実際行ってもどこか全然わかりません。
〇〇委員	果たして本当にそこかどうかはわかりません。
〇〇委員	持ち主さんに言われて、判断しかできません。
事務局長	すみません。途中ですが、3時から別の会議がありますので中座いたします。よろしくお願ひします。
〇〇委員	写真の中に、きちんと草刈りされて自己管理されているので、非農地

	化をするというのは疑問が残りますね。
〇〇委員	本人は、勝手に所有している土地を書いただけであって、非農地化するかしないかはまた別問題だと思います。
事務局	23、24、25は事務局の方でも畑として残すことになっています。ここは非農地の通知は出しません。ご本人さんはそこと周りの区別もつかなかったの、お持ちの土地を全て申請書に書かれたんだと思います。ですが、見たところ明らかにここは農地なので省くことになりました。
会長	以上でよろしいでしょうか。それでは、「異議なし」として議案第36号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第36号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項はありません。続いて、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他（配布物等について）
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	初めての方もおられるので、小矢部市新年会について少し説明をされてはいかがでしょうか。
事務局	すみません。小矢部市の新年会は1月4日に開催します。農業委員さんの方には新年会のご案内のお手紙が届いていると思います。またぜひご出席いただけたらと思います。

事務局次長	農林関係の団体の方々にご案内を出させていただいております。私達と秘書課を通じてご案内をさせていただいております。
〇〇委員	私が農業委員会に入った頃から、各地区、自治会長さん達がいっぱいいらっしゃっています。
事務局次長	受付をしていただいて、中に入ってください形になります。
事務局	前回の総会の中で建築確認申請に地目の確認があるかどうかというご質問があったと思いますが、担当課に確認したところ、農転の許可が出ているか。若しくは、現況の地目が何になっているかは、建築確認申請の際には確認する項目ではないという回答がありました。
事務局 次長補佐	建築確認申請は、このような土地に、このような建物を建ててよいかという審査です。ですので、確認申請が通ったから直ちに建てるとか、建てないという選択肢もあります。ですから、その土地が今は田んぼなんだけども、遠い将来息子のために家を建てたいから、こういう敷地でこういう家を計画しても建築条項違反ではないかという審査を行うという立場だそうです。ですから、残念ながら地目までは調べないというスタンスです。現代においては、皆さんが建築資金を借り入れされることが多いので、そうなると、土地が宅地でないと融資できませんということがあるので、今違反の案件が上がってくることが多くなったということです。建築住宅班からはそういう回答をいただいております。
会長	他にございませんか。以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さん、大変寒くなって何事にも大変ですが、風邪をひかないように、1月の新年会と総会に顔を出していただきたいと思います。本日はいろいろと質疑応答があつて大変良い総会になったんではなかろうかと思っております。お互いに勉強し合つて、わからないことも聞いて、勉強していただきたいと思います。本日はどうもご苦勞様でございました。
	— 1 2月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 1 月 9 日

会 長 高 田 法 定

議事録署名委員 9 番 日 光 善 治

1 1 番 三 輪 和 雄